



◇委員の紹介◇

学習院大学法学部教授

小出 篤

学習院大学法学部で商法・金融法を担当している小出篤です。2019年4月より務めている企業会計基準委員会（ASBJ）委員を、このたび再任させていただくこととなりました。

この3年間 ASBJ でさまざまな論点に関する議論に参加させていただき、法学研究者としては、ある事実に対する法的な評価と会計的な評価との相互作用に関心を持ちました。

たとえば、現在開発が進んでいるリースに関する会計基準の議論に参加しながら、私が思い起こしたのは、ファイナンス・リースが金融取引としての実質を有するとして倒産法上担保として扱われるとした最高裁判決（最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁）の田原睦夫裁判官による補足意見でした。同補足意見は、現在の会計基準上、ファイナンス・リース取引はそれ以外のリース取引とは異なって「売買取引に準じて会計処理を行う」こととされていることに着目した上で、「ファイナンス・リース取引は、経済取引の一種である以上、その法的性質を検討するに当たっては、企業会計上の取扱いを理解することが不可欠である」と述べて、ファイナンス・リース取引の法的性質決定にあたって、会計上の理解を参照しようとしています。民法には「リース契約」あるいは「ファイナンス・リース契約」という言葉は出てきませんので、実務上そのように呼ばれているものの法的性質決定は解釈によって行わざるを得ません。田原裁判官の補足意見は、法律家には、会計はある実務の経済的実態をその専門的知見に基づいて正確に評価し、描写しているものであるとの一種の信頼があることを示すもののように思われます。もっとも、法的な性質決定は本来、法の目的に照らして法の世界で引き受けるべきものであって、会計上の扱いと本当にリンクさせるべきなのか、会計はそのように利用されることを想定しているのかについては、議論のあるところだろうと思います。

他方で、同様に現在検討が進んでいる電子記録移転権利（ICO トークン）の会計上の扱いに関する議論に参加した際には、電子記録移転権利の発生や移転などを会計上評価する上で、その法的な扱いが必ずしも明確でないことが難しい問題を生んでいるように思いました。令和元年金商法改正により、電子記録移転権利に関する投資家保護からの規制は整備され、それを受けて ASBJ でもその会計処理に関する検討が始まったわけですが、実は法律の世界では、電子記録移転権利の私法上の位置づけ、すなわち何をもって電子記録移転権利に表章される権利は譲渡されたといえるのか、その効力要件や対抗要件は何であるのか、必ずしも明確ではない状態にあると私は考えています。ここでは、事実を正確に描

委員長及び委員の紹介

写ることが求められる会計は、ある側面では、法によって「事実」が形成されなければその描写ができない場合があるという問題があるように思います。

このような会計と法の微妙な関係についての問題意識は、故・小賀坂敦前委員長と議論させていただく中でのご教示によるところが多くあります。小賀坂前委員長や川西新委員長をはじめ、会計専門家の方々のこの問題に対する意識的な姿勢にはいつも多くを学ばせていただいています。法律の世界から ASBJ に参加している者として、このような会計と法の微妙な関係には十分留意しつつ、相互に適切な情報提供をしていくことが使命であろうと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。